宇和島
ココロまじわうトコロ

令和７年度
宇和島市結婚新生活支援事業

下記要件を満たす新婚世帯が対象期間内に支払った住居費と家電購入費用の一部を補助します。

結婚新生活を応援します！

補助対象世帯

令和７年度事業対象世帯

①令和７年１月１日以降に結婚した夫婦で、婚姻日における年齢が夫婦ともに３９歳以下であり、世帯の所得が６６０万円未満である世帯

②申請があった日において夫婦の双方または一方が補助対象期間内に取得または賃借した市内住宅に居住し、住民登録している

③生活保護等の公的扶助を受けていない

④夫婦いずれも市税等の滞納がない

⑤賃貸人への家賃を滞納していない

⑥夫婦いずれも暴力団員等ではない

⑦過去にこの要綱に基づく補助を受けていない

令和６年度事業対象世帯

※継続補助世帯・資格認定世帯のみ

◆継続補助世帯

令和６年度事業において1回以上この補助金の交付を受けている世帯で上限額まで達していない場合、令和７年度事業の対象となる範囲において、上限額から昨年度交付を受けた額を引いた差額分までご申請いただけます。

◆資格認定世帯

令和６年度事業の対象となる婚姻世帯であって、対象経費の支払いが令和７年度になる等の理由から同年度に交付申請を行うことが困難で資格認定を受けた場合、継続補助世帯と同様に令和７年度事業の対象期間においてご申請いただけます。

※対象経費は住宅取得、リフォーム、賃貸、引越しのみ（家電は対象外）

補助上限額

婚姻日における**夫婦の年齢**及び申請時の最新の**世帯所得**によって限度額が異なります

夫婦の双方が２９歳以下の世帯	住宅取得・リフォーム・賃貸・引越	家電
世帯所得５００万円未満	６０万円	２０万円
世帯所得５００万円以上６６０万円未満	２０万円	

夫婦の双方もしくは一方が３９歳以下の世帯	住宅取得・リフォーム・賃貸・引越	家電
世帯所得５００万円未満	３０万円	１０万円
世帯所得５００万円以上６６０万円未満	１０万円	

※世帯の所得（奨学金を返還している場合は、所得から奨学金年間返還額を除いた額）を直近の所得証明書で確認します。
※上記上限額は、令和７年度事業対象世帯の補助上限額です。令和６年度事業からの継続補助世帯の上限額は、令和６年度の上限額から同年度交付を受けた額を引いた差額分、資格認定世帯の上限額は令和６年度事業において資格認定を受けた夫婦の年齢及び世帯所得の要件での上限額が適用されます。また、令和６年度事業で1度以上ご申請済みの世帯の、今年度における新規としてのご申請（家電を含む）はできません。

補助対象経費

※1 令和７年４月１日から令和８年２月末日までに支払った次の費用が対象となります。

住居費

結婚を機とする下記住居費が対象

取得・リフォーム費用（建物に係る費用のみ）

□夫婦双方またはいずれか一方が所有者名義人またはリフォーム等の契約者であること
□夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅となっていること
□建築基準法等の関係法令に適合した住宅であること
□事業実施年度末までに住宅の引き渡しを受けていること（取得）※2
□事業実施年度末までに実施したリフォームであること（リフォーム）※2
□店舗等との併用住宅の場合は、延床面積の1/2以上が居住用であること
□住宅改修に係る他の補助を受けていないまたは受ける予定がないこと ※3

賃借費用

賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料

□夫婦のいずれか一方が賃貸借契約の名義人であり、当該住宅の家賃を支払っていること
□夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅となっていること
ただし、次の費用は補助対象外です。
・駐車場代　・地代　・光熱水費　・設備購入費
・住宅手当分（勤務先から住宅手当が支給されている場合）
・その他適当でないと認める費用

引越し費用

不用品の処分費用やレンタカーを利用した費用等は対象外

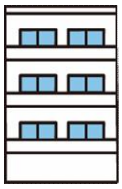

家電購入費用

宇和島市内の店舗で購入した**時短家電および省エネ家電**の購入費用
（洗濯乾燥機、冷蔵庫、食器洗い乾燥機等。消費税、送料・配達料、設置工事費を含みます。）

ただし、次の費用は補助対象外です。
・家電リサイクル費用
・処分費用
・付属品等購入費
・中古品

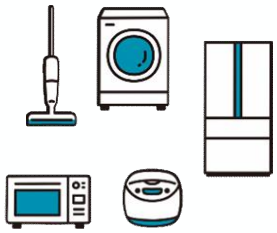

※1　賃貸費用において、婚姻日より一年以上前から同居している場合は、婚姻日以降に支払った家賃等が対象となります。
※2　婚姻日前に取得した場合は婚姻日前１年以内に取得したもの、リフォームした場合は婚姻日前１年以内に実施（工事が完了）したもの
※3　他補助金との併用について検討されている場合、可否について詳細は下記へご相談下さい。

申請の流れ

申請書類ご提出後、審査を行います。審査にお時間がかかる場合や、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。書類審査の結果、補助金の交付可否を通知します。

申請者 申請 ▷ 市 請求 ▷ 市 交付決定 ▷ 申請者 請求 ▷ 市 交付

提出書類

□　補助金交付申請書（指定）
□　夫婦双方または一方の住民票の写し
□　夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）または婚姻証明書等（婚姻の日が確認できる書類）
□　夫婦の所得証明書又は非課税証明書
□　夫婦の市税等納税証明書（市税等の滞納がないことを証する書類）
□　奨学金返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合）
□　補助対象経費の区分ごとに必要な書類（※別紙参照）

提出〆切		
	令和７年４月１日～令和８年１月31日支払分	令和８年２月２日
	令和８年２月１日～令和８年２月28日支払分	令和８年３月２日

＼ 制度の詳しい情報はHPをご覧いただくか、下記までお問い合わせください ／

問い合わせ

宇和島市役所保健福祉部 こども家庭課　（１階２３番窓口）
電話番号：0895-49-7017　メール：kodomoka@city.uwajima.lg.jp
HP：https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/49/uwajimawedding.html